

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	町田市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務
②事務の概要	<p>町田市は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）」の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>以下の給付金の支給事務において、受給世帯の住民情報、所得情報を照会し、資格確認および事務処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">○令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務（町田市2021・2022年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金）○令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務○令和五年度東京都町田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務○令和五年度物価高騰対策給付金の支給事務（町田市物価高騰対策給付金、町田市均等割のみ課税世帯給付金、町田市新たな住民税非課税世帯給付金、町田市新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金、町田市子ども加算給付金）○令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給事務（町田市定額減税調整給付金（当初給付）、町田市定額減税調整給付金（不足額給付））○令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給事務（町田市住民税非課税世帯給付金（3万円）・子ども加算給付金（2万円））
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・給付金管理システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条・番号法 第9条第1項別表135の項・番号法 第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令 第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22
担当課:地域福祉部 生活援護課
電話:042-724-2134
FAX:050-3101-1651

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Gray rectangular area for providing the reason for application.

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	I 関連情報 1-③	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム ・住民基本台帳ネットワークシステム 	事後	住民基本台帳ネットワークシステムの利用を近日中に行いたい
令和6年9月4日	表紙 特記事項	<p>町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的な人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>	<p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>	事前	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和7年4月1日	I 関連情報 3	<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法 第9条第1項別表第一の101の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法 第9条第1項別表の135の項 ・番号法 第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 	事後	法令改正等のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4-②	・番号法 第19条第8号及び別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令 第162条	事後	法令改正等のため
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	担当課:総務部 市政情報課	担当課:総務部 法務課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IVリスク管理 8		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	新様式への移行
令和7年4月1日	IVリスク管理 11		最も優先度が高いと考えられる対策 [8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。	事前	新様式への移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1-②	<p>町田市は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）」の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>臨時特別給付金 ・受給世帯の住民情報、所得情報を照会し、資格確認および事務処理を行う。</p>	<p>町田市は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）」の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>以下の給付金の支給事務において、受給世帯の住民情報、所得情報を照会し、資格確認および事務処理を行う。</p> <p>○令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務（町田市2021・2022年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金） ○令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ○令和五年度東京都町田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 ○令和五年度物価高騰対策給付金の支給事務（町田市物価高騰対策給付金、町田市均等割のみ課税世帯給付金、町田市新たな住民税非課税世帯給付金、町田市新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金、町田市子ども加算給付金） ○令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給事務（町田市定額減税調整給付金（当初給付）、町田市定額減税調整給付金（不足額給付）） ○令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給事務（町田市住民税非課税世帯給付金（3万円）・子ども加算給付金（2万円））</p>	事後	国の通知に基づき、対象の給付金を列挙することとした